

平成20年度東京都予算等に対する要望書

社団法人 東京都自動車整備振興会 東京都自動車整備商工組合

【要望事項】

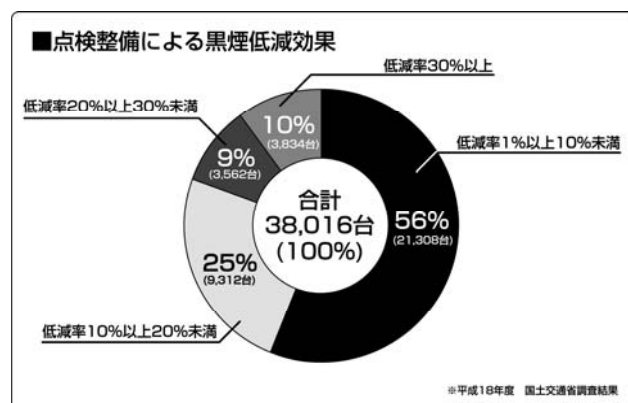
1. 自動車の排出ガスを低減させる効果のある点検整備の励行について、積極的に都民広報されたい。

(理由)

東京都では、国の予算編成・政府施策の策定に都の意向を反映させるため、政府各府省庁に対する提案要求活動を実施し、「平成20年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」において、重点事項として「自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化」を採り上げている。この中では、ディーゼル車等の使用過程車が大量の排出ガスを排出していることから、地域外からの流入車の規制、融資や税制上の優遇措置の拡充による新車代替、車検時における負荷をかけた排ガス測定法の導入等を掲げ、抜本的使用過程車対策を早期かつ強力に実施することとしている。

使用過程車の排出ガス対策については、本会が平成12年度より継続して要望を行い、特に平成13年度からは、点検整備前後とディーゼル車の黒煙濃度との関係について、「点検・整備の実施によって黒煙濃度は改善される」という調査結果をもとに、点検整備の実施がディーゼル車の黒煙軽減に効果があることを強く訴えてきた。

ついでには、東京都における深刻な大気汚染状況を踏まえ、的確な点検整備の実施による使用過程車の黒煙濃度等低減を図るという観点から、点検整備の励行が確保されるよう、東京都が提案する「自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化」中に、定期的な点検整備の実施による黒煙低減効果を盛り込んでいただくとともに、トラック等のディーゼル車運転者の視覚に触れることの多い、東京都が管理する道路の見やすい場所に、点検整備の励行と排出ガスを低減させるための都民広報を積極的に実施されたい。



【要望事項】

2. 自動車検査証の有効期間を経過して公道を走行する「無車検車」の取締りを強化されたい。

(理由)

平成 16 年 6 月に道路交通法の一部が改正され、平成 18 年 6 月 1 日に施行された。これによって放置駐車違反に対する使用者責任が強化され、駐車違反した運転者が反則金を支払わなかった場合、自動車の使用者が反則金と同額の放置違反金を支払わないと車検が拒否されることになった。

警視庁発表によると、昨年 6 月の改正道交法施行以降、都内における放置車両台数は減少し、違法駐車対策法制の効果が明らかとなった。

しかしながら、東京都内における瞬間違法駐車台数は、違法駐車対策の効果があったこともあり減少傾向にあるものの、79,706 台(平成 18 年)と依然として深刻さを残している。

このように、違法駐車台数が全国的に多い東京都においては、放置駐車違反金滞納車の車検拒否制度の導入により、自動車検査証の有効期間を経過して公道を走行する「無車検車」の増加が危惧されるところである。

これらの「無車検車」は継続検査を実施せず、自動車損害賠償保険にも加入していないことから、交通事故の増加等、クルマ社会における安全と環境保全に大きな影響があることが懸念される。

については、街頭での車検証の有効期間確認を含め、無車検車の走行に対しては、これまで以上に取締りを強化した道路交通行政の推進をされたい。

【要望事項】

3. 指定自動車整備事業者(民間車検場)に対する「固定資産税」の減免措置を講じられたい。

(理由)

指定自動車整備事業者(道路運送車両法第 94 条の 2 の規定に基づく指定整備事業者)は、いわゆる「民間車検場」と呼ばれ、国の自動車検査の代行機関として既に約 7 割の「継続検査」を処理し、国民の利便と行政事務の簡素・合理化に寄与しているところである。

また、指定整備事業者は、認証事業場としての基準である「屋内作業場」と「車両置場」のほかに、自動車の検査専用施設として「完成検査場」をはじめ、「自動車検

査用機器」等の備え付けが義務付けられている。

については、国の自動車検査を代行する指定整備事業場の検査施設については、「固定資産税」の減免措置を講じられたい。

【要望事項】

4. 軽自動車納税事務オンライン化を早急に制度化されたい。

(理由)

自動車税の納税事務については、すでにオンライン化（電子処理化）され、各税事務所においても納税証明書の発行を受けることができ、都民の利便が確保されている。しかし、軽自動車税については、その納税窓口が区市町村であるため、当該軽自動車の所轄市町村でないと納税証明書の発行を受けることが出来ない。

については、都民の利便向上を図るため各区市町村と軽自動車検査協会間のオンライン化を早急に制度化し、検査協会等のいずれの窓口でも納税証明書の発行等、納税事務が行い得るよう措置されたい。

【要望事項】

5. 商品自動車にかかる自動車保管場所証明の省略を検討されたい。

(理由)

現在、自動車の保管に関しては「自動車の保管場所の確保等に関する法律」により自動車保管場所の確保が義務づけられ、自動車整備事業者が中古自動車の販売目的で保管する、いわゆる商品自動車においても保管場所証明並びに保管場所標章の手続きが必要となっている。

自動車整備事業者の扱う商品自動車にあつては展示または、次の所有者が確定するまでの一時的な保管であり、特に自動車分解整備事業者にあつては、国土交通省が定める認証基準により、一般的な整備工場（普通小型自動車対象）では、18平方メートルの車両置き場を必ず設置している。

については、古物商の許可を取得した自動車整備事業者の一定期間における商品自動車に限り保管場所証明等の省略を検討されたい。

6. 練馬地区に軽自動車の検査施設を設置されたい。

(理由)

最近の軽自動車保有台数の増加に伴い、軽自動車の検査業務量も増加しているなか、練馬地区の自動車整備事業者にあっては、軽自動車の検査等手続きのため、遠方の検査場へ現車を持ち込まなければならず、交通渋滞に加え排出ガス等による環境への悪影響も懸念されるところである。

現在、東京都内における国の自動車登録エリアは5ヶ所(品川・足立・練馬・多摩・八王子)あり、それぞれに検査場が設置されている。これに対して軽自動車の検査場は4施設(品川・足立・多摩・八王子)となっており、国の自動車検査登録エリアの中で、軽自動車の検査施設がないところは練馬地区だけで、練馬ナンバーの軽自動車の検査等手続きは、他ナンバーの検査施設で行わなければならない。

このように、練馬地区の軽自動車の検査等諸手続きには時間を要することから、自動車整備事業者のみならず、自動車ユーザーにあっても不便を強いられている状況にある。

については、交通渋滞や環境への弊害軽減、自動車整備事業者並びに自動車ユーザーの利便向上と負担軽減を図る観点から、練馬地区における軽自動車の検査施設を設置されたい。